

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年8月23日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子
委員 山本 欽久
委員 南川 則之

副委員長 山本 哲也
委員 瀬崎 伸一
委員 戸上 健

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和6年8月28日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○勢力総務課長 おはようございます。総務課の勢力です。よろしくお願いたします。

それでは、令和6年8月28日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第10号から議案第12号までが補正予算議案で3件、議案第13号から議案第16号までが条例改正議案で4件、議案第17号及び議案第18号が水道事業会計に関する議案など、その他の議案として2件、合わせて9件と認定2件、報告5件の合計16件を提出いたします。

また、下のほうになりますが、追加議案といたしまして、最終日の9月24日会議には、教育委員会委員の任命及び公平委員会委員の選任についての議案2件と、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問2件を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、令和6年度一般会計補正予算等の概要について説明させていただきますので、別冊の概要のほうをお願いたします。

それでは、1ページ目になります。

補正予算の規模ですが、令和6年度一般会計補正予算（第3号）は、移住・定住促進事業で69万7,000円、医療給与等管理費で194万6,000円のほか、金額の大きいところで、基金積立金で2億1,158万円、定額減税調整給付金給付事業で5,389万円、児童手当事業で6,960万円を計上し、補正後の一般会計予算額は13億3,350万円となります。

特別会計においては、介護保険事業特別会計で80万円を計上し、補正後の特別会計の予算額は7億2億5,570万円となります。

また、企業会計においては、水道事業で2,063万9,000円を計上し、補正後の企業会計の予算額は2億9,600万8,000円となります。

それでは主な内容について説明させていただきますので、その概要の4ページからご覧ください。

4ページ下段と5ページ上段になりますが、積立金となっています。前年度決算剰余金など、各基金への積立金を補正したものでございます。

続きまして5ページの下段のほうをご覧ください。

拡充事業としまして、鳥羽への移住・定住応援事業で69万7,000円を計上しています。海外在住日本人からの移住相談も増えており、また、その移住者の人材を生かした新たな移住市場を開拓することを目的に、相談会などを行うための費用を補正するものでございます。

続きまして6ページ下段をご覧ください。

こちらにも拡充事業といたしまして、生活困窮者自立支援事業で625万円を計上しています。物価高騰の影

響により、生活に困窮している方への対応を目的に、支援ニーズに対応した地域活動を行うための費用を補正するもので、助成上限額につきましては、その表の記載のとおりでございます。

隣の7ページ下段をお願いします。

定額減税調整給付金給付事業では5,389万円を計上しております。本年6月会議に、第2号補正により計上した同事業において、定額減税調整交付金の不足が見込まれることから、補正を行うものでございます。

ページめくっていただいて9ページの上段をお願いします。

放課後児童健全育成事業では98万4,000円を計上しています。放課後児童クラブにおけるICT化を推進するため、環境整備に要する費用を補正するものでございます。

次に、下段と10ページの上段のほうを併せて説明させていただきます。

まず、9ページの下段のほうは児童扶養手当事業、10ページのほうが児童手当事業で、これはこども未来戦略に基づき、各事業とも手当の拡充が実施されることに伴い不足する扶助費を補正するものでございます。

続きまして11ページの下段をお願いします。

へき地診療所運営事業では194万6,000円を計上しています。企業版ふるさと納税としてオンライン診療機器の寄付の申し出があったことから、その維持経費にかかる費用のほか、診療所で使用する医療備品の購入費等を補正するものでございます。

続きまして12ページ下段をお願いします。

空き家活用促進事業で196万9,000円を計上しています。特定空家、管理不全空家の判断を行うに当たり、専門家の知見を求めたいことからその実施に係る委託料を補正するものでございます。

ページめくっていただいて14ページの下段をお願いします。

学校給食運営事業で929万3,000円を計上しています。物価高騰などの影響により給食賄材料費が不足するほか、中央共同調理場の調理機器を更新する費用を補正するものでございます。

次、15ページの債務負担をお願いします。

まず、上段の庁内情報化推進事業で2億3,807万6,000円を計上しています。令和6年度から7年度までの期間を設定しており、地方公共団体における事務処理内容の共通性、住民の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、標準化基準に適合したシステムに更改する費用について債務負担を設定するものでございます。

次に下段の鳥羽マリターミナル維持管理経費で4,789万円を計上し、令和6年度から令和9年度までの期間を設定しております。鳥羽マリターミナル指定管理業務が今年度で満了することから、次年度以降の指定管理者を指定するための債務負担を設定するもので、契約期間は3年となっております。

最後に16ページ、一番最後のページをご覧ください。

介護保険事業特別会計の補正では、保険料還付及び償還等の事業で80万円を計上しています。第1号被保険者の過年度の保険料過誤納付に係る償還金について不足が見込まれることから、補正を行うものでございます。

以上が令和6年度一般会計補正予算（第3号）等の概要となります。

またすみません、提出議案一覧表のほうにお戻りいただきまして、2ページ目をご覧ください。

2行目になりますが、議案第11号、令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、先ほど最後に説明させていただきましたとおりでございます。

次に、議案第12号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、別冊の令和6年度水道事業会計補正予算（第2号）の概要をご覧ください。

ペラ1枚になっていると思います。その裏面、2ページ目でございます。

資本的支出の建設改良費では、三重県が行う中之郷岸壁耐震化工事において、埋設されている配水管が工事の支障となることから、布設替に要する費用として、工事請負費2,063万9,000円を増額する議案となっております。

次に提出議案の概要に戻っていただきまして、議案第13号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

内容のほうですが、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例に、助成金の支給に関する事務において、庁内連携により利用することができる特定個人情報に、国民健康保険法または後期高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、または被保険者資格に関する情報を追加するものがございます。

続きまして議案第14号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

こちらも内容についてですが、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の数並びに小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業所における保育従事者の数について、下記のとおり改めるものがございます。なお、本市に該当する部分については、小規模Aのところを神島保育所となっております。

次のページをご覧ください。

議案第15号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正についてです。

こちらも内容のほうでご説明させていただきます。国民健康保険法の一部改正に伴い、引用する条項の整理を行うとともに、不要となる文言について削除するものです。こちらも12月2日から国民健康保険証に係る部分の改正となっております。

続きまして議案第16号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

内容をご覧ください。利用料金の還付に係る規定について、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、全部または一部を還付することができることとし、運動施設の利用促進を図るもので、こちらの下のほうに書いてある表をご覧ください。

現在2年前から予約が取れるようになっているんですが、還付できるのが5日、3ヶ月前までということで、1ヶ月と9ヶ月分はもう還付が発生しない状況になっていくんですが、そちらについて全額還付をできるように、利用促進を図るということで、あと、なお5日前までにキャンセルしないと還付ができないところを3日前までにするというような、利用の促進につながるような改正となっております。利用者の利便性を図っております。

続きまして、次のページをご覧ください。

議案第17号、令和5年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

内容についてですが、令和5年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金4億1,715万3,841円のうち、8,887万1,272円を減債積立金に、8,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの2億4,828万2,569円を自己資金に組み入れるものでございます。

続きまして議案第18号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

内容については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるもので、こちらも12月2日からの保険証の改正に伴うものの改定でございます。

続きまして議案第18号、すみません、次に認定ですね。

認定第1号、令和5年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定でございます。令和5年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、議会の承認を求めるものです。

表をご覧ください。

下段の合計欄ですが、歳入は一番下ですね、207億978万1,000円。歳出は、200億5,921万8,000円で、また、翌年度繰越財源として139万5,000円、その差し引きで実質収支は6億4,916万8,000円となっております。

なお、特別会計のうち、特定環境保全公共下水道事業については、令和5年度が最終の特別会計としての決算となっております。

次のページをご覧ください。

認定第2号、令和5年度鳥羽市水道事業会計決算認定については、令和5年度水道事業決算の収益的収支は収入決算額12億2,619万6,000円、支出決算額10億1,632万7,000円となり、2つ下で、消費税を除いた収支差引きで1億6,887万1,000円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入決算額が3億1,760万9,000円、支出決算額が6億9,809万円となり、収支差引額が3億8,048万1,000円の不足となりました。

また、補填財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は4,047万5,000円、過年度分損益勘定留保資金が9,172万3,000円、減債積立金は1億8,528万3,000円、建設改良積立金が6,300万円でございます。

これらの内容につきましては、鳥羽市水道事業会計の決算書の経営状況に記載しておりますので、後ほどご覧おきください。

次に、報告第5号、令和5年度鳥羽市健全化判断比率の報告についてです。実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため、表示されておりません。実質公債比率は7.7%で0.2ポイントの減となっております。

今回より将来負担比率についても、表示されてございませんが、こちらは将来負担額よりも、それらに充当できる財源が上回っているため、比率が算定されていない状態となっております。

続きまして報告第6号、令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について、続いて報告第7号、令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、10ページの

報告第8号、令和5年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告については、資金不足額が生じないためございません。

最後に報告第9号、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告については、地方自治法の規定に基づき、定められた法人について、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

各予算書、決算書を配布しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、提出議案についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 議会事務局の岩井です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから9月会議日程についてご説明いたします。

9月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、補正予算議案3件、条例議案4件、その他議案2件、認定2件、報告案件5件の合計16件でございます。

一般質問につきましては、7名の議員の皆さんから通告がございました。

その議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、8月28日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。

次に、議案第10号から議案第18号までの9件を一括議題とし提案者の趣旨説明、続いて認定第1号及び第2号を一括上程し提案者の趣旨説明を行っていただきます。

次に、報告第5号から第9号の5件について、一括上程し提案者の報告をいただきます。

続いて、請願第1号を上程し、紹介議員から趣旨説明を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。通告者は7人となっております。

9月4日に市長に所用がございますので、休会にさせていただきたいことから、9月3日、5日の2日間で行い、1日目の9月3日には4人、2日目の9月5日に3人で行いたいと考えております。

9月6日には、付託議案を一括上程し、議案に対する質疑を行った後、各常任委員会に付託を行います。

各常任委員会の日程につきましては、9月9日に行政常任委員会を開催し、請願を含む6議案について審査いただきます。

予算決算常任委員会につきましては、決算審査としまして、9月10日から13日の4日間を午前9時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を17日10時から審議をお願いしたいと考えております。

9月24日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

なお、質疑の締め切りにつきましては、9月4日水曜日の正午。行政常任委員会におけるその他通告につきましては、9月6日の正午とさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。ご質問等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですのでお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいただきます。

事務局長。

○岩井事務局長 先ほど総務課長からもご説明があったと思うんですが、提出議案一覧表の下段をご覧ください。

令和6年9月24日会議提出議案一覧表をお願いします。

9月24日火曜日、表決後、人事案件としまして議案第19号、教育委員会委員の任命及び議案第20号、公平委員会委員の選任、諮問第1号、第2号としまして人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括上程を行い、提案者の趣旨説明、議案に対する質疑の後、表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、9月6日金曜日の質疑終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですのでお諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

それでは、総務課長の退席をお願いいたします。ご苦労さまでございました。

続きまして、協議事項2、TOBAミライトークの事後処理について、広報広聴委員会副委員長に説明を求めます。

広報広聴副委員長、お願いいたします。

○山本欽久広報広聴委員会副委員長 それでは、私のほうから、7月3日に行われました広報広聴委員会で議論しましたTOBAミライトークの事後処理について説明をさせていただきます。

ドライブのほう会議録が入れてありますので、そちらのほうもご覧ください。

審議内容及び結果は記載のとおり、4月に実施しました鳥羽の未来を考える会とのTOBAミライトークで協議した内容の取り扱いにつきまして、意見として聞きおくべきものとするとの結論になりました。

また、TOBAミライトークのフロー図において広報広聴委員会委員長は、当該団体に対し出された意見がどのように取り扱われているかを文書で回答となっておりますことから、ドライブに共有しております「TOBAミライトークの経過報告について」という報告書を団体へ提出をしたいというふうに考えております。報告としては以上になります。

○坂倉広子委員長 広報広聴副委員長の説明は終わりました。

このことについて、他の広報広聴委員会の委員の皆さんは補足意見等は特にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、ただいま報告いただきました内容につきまして、取扱いを協議したいと思います。

ご質問やご意見はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 副委員長の報告のとおり決定していただければと思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、TOBAミライトークの事後処理については、意見として聞きおくべきものとするにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、TOBAミライトークの事後処理については、そのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会します。

(午前10時27分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年8月23日

議会運営委員長 坂 倉 広 子